

難聴者補聴器購入費助成事業

認知症やうつ病予防を目的に、補聴器購入費を助成します。

対象者



聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度で、以下の要件を全て満たす方

- ◆小千谷市に住所のある50歳以上の方
- ◆片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方
- ◆補聴器の装用により、コミュニケーション力の向上に一定以上の効果が期待できると医師が判断する方
- ◆令和4・5・6年度にこの助成を受けていない方

助成額

- 生活保護世帯・市民税非課税世帯：購入費の額（上限5万円）
- 市民税課税世帯：購入費の1/2の額（上限3万円）

※修理費や付属品単体の購入費は、助成の対象外となります。
※助成の交付を受けてから5年を経過するまで再度の申請はできません。

申請に必要なもの

- ①難聴者補聴器購入費助成申請書（様式第1号）
- ②難聴者補聴器購入意見書（様式第2号）
- ③補聴器の見積書（インターネット販売は不可）
- ④本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）



補聴器購入前に申請が必要です。
申請方法は裏面をご覧ください。

申請・問い合わせ

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市福祉課（高齢福祉係）

電話 83-3517 FAX 83-4160

～申請から助成までの流れ～

補聴器をつけても、閉じこもった生活をおくってはいは、認知症になりやすくなります。社会参加で積極的にコミュニケーションをとりましょう。

準備

- ・市役所福祉課またはホームページ等で「**助成申請書**（様式第1号）」と「**購入意見書**（様式第2号）」をお受け取りください。

受診

- ・耳鼻咽喉科の医療機関を受診し、医師から補聴器の装用が必要と認められた場合「**購入意見書**（様式第2号）」を記入してもらいます。
- ・意見書を記入できる医師は、身体障害者福祉法による指定医師に限られます。（詳しくは福祉課へお問合せください）
- ・受診にかかる費用や意見書作成費用は自己負担となります。



見積書準備

- ・補聴器の販売店（インターネット販売は不可）に「**購入意見書**（様式第2号）」を持参し、見積書を作成してもらいます。



申請

- ・市役所福祉課にて申請してください。
【必要なもの】**助成申請書**（様式第1号）・**購入意見書**（様式第2号）・**補聴器の見積書**・**本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証など）

助成決定

- ・申請書類を審査後、「**助成決定通知書**（様式第3号）」と「**助成請求書**（様式第5号）」が郵送で届きます。

購入

- ・「**助成請求書**（様式第5号）」の下部 **請求及び受領委任状** に記名・押印のうえ、「**助成決定通知書**（様式第3号）」を一緒に持って、見積書を作成してもらった販売店で補聴器を購入してください。
- ・自己負担額は見積額から助成額を差し引いた金額となります。



助成

- ・補聴器販売店が、市に「**助成請求書**（助成決定通知書の写し添付）」を提出し、市から販売店へ助成額を支払います。